第３０回堺市中心市街地活性化協議会　次第

日時　令和６年３月２７日(水)　午後３時から
場所　フェニーチェ堺　（堺市民芸術文化ホール）
　　文化交流室

１．開　　会

２．会長挨拶

３．案　　件

報告事項　　第１号　令和５年度決算見込について

議　　案　　第１号　令和６年度事業計画（案）

　　第２号　令和６年度予算（案）

そ の 他　　堺都心未来創造ビジョンの取組状況について

４．閉　　会

資料リスト

○第３０回堺市中心市街地活性化協議会　次第

○第３０回堺市中心市街地活性化協議会　配席表

○報告事項資料

・第１号　令和５年度決算見込について

○議案書

・第１号　令和６年度事業計画（案）

・第２号　令和６年度予算（案）

○その他

・堺都心未来創造ビジョンの取組状況について

○参考資料

・参考資料１　　堺市中心市街地活性化協議会名簿（令和５年７月２６日現在）
・参考資料２　　堺市中心市街地活性化協議会規約（令和４年６月２７日改正）
・参考資料３　　堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿（令和５年７月１日現在）
・参考資料４　　堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程（平成３１年1月１０日改正）

第３０回堺市中心市街地活性化協議会

令和６年３月２７日（水）午後３時～　フェニーチェ堺　（堺市民芸術文化ホール）３階　文化交流室

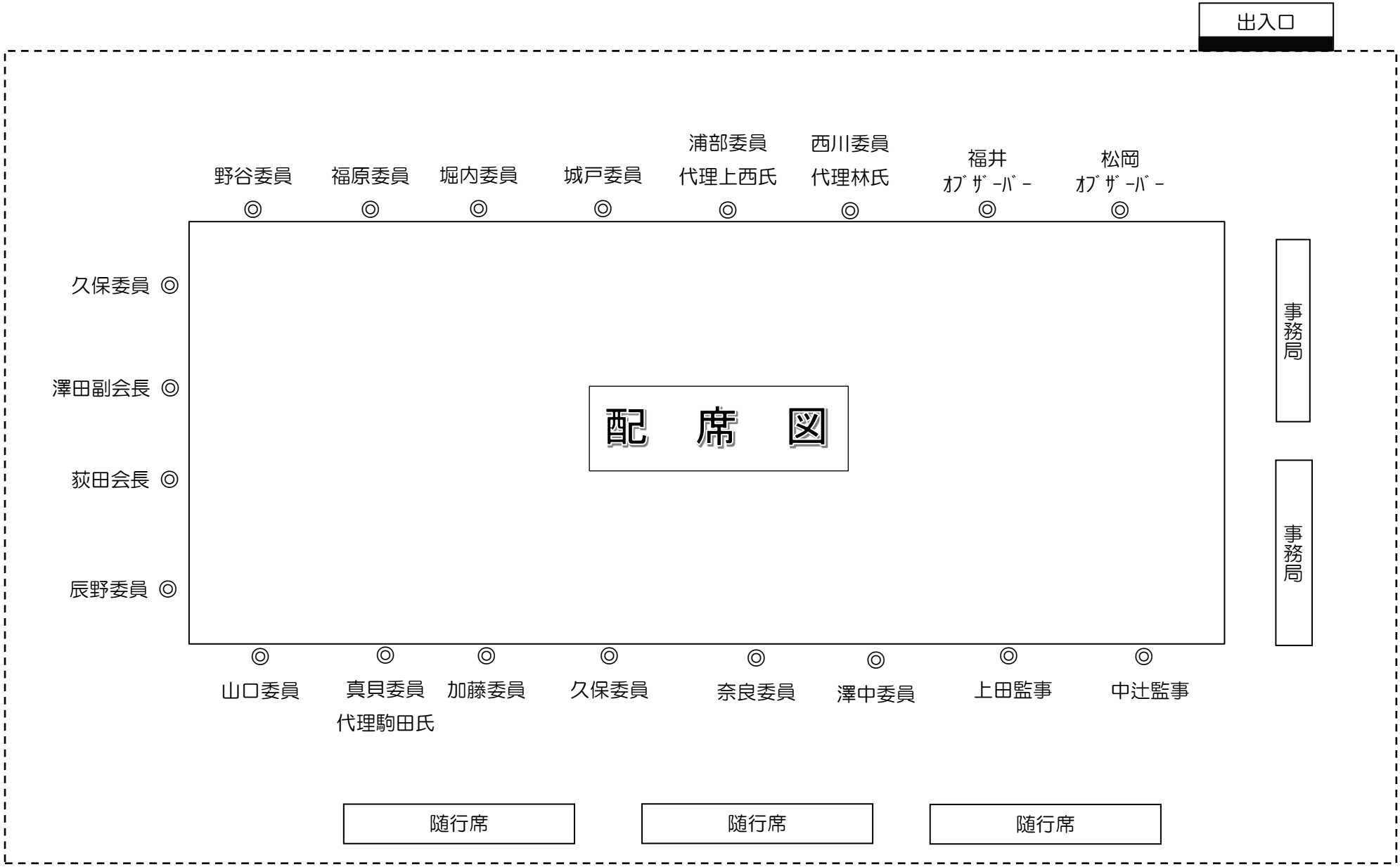

報告事項資料

報告事項　第1号

令和５年度　協議会予算　執行見込

1.　　収入の部

（単位：円）

項目	予　　算	執行見込	予算良否	摘要
負担金	11,000,000	10,879,208	▲ 120,792	堺市負担金
	3,750,000	3,780,000	30,000	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	500,000	0	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	1,974,145	▲ 25,855	
補助金	12,500,000	12,500,000	0	堺市補助金（堺市中心市街地活性化事業支援補助金）
利息	0	17	17	預金利息
当期収入合計	29,750,000	29,633,370	▲ 116,630	
前期繰越収支差額	301,995	301,995	0	令和４年度繰越金
収入合計	30,051,995	29,935,365	▲ 116,630	

2.　　支出の部

（単位：円）

項目	予　　算	執行見込	予算良否	摘要
会議費	204,000	30,000	174,000	会議開催費　等
旅費交通費	6,000	2,040	3,960	
消耗品費	340,495	361,984	▲ 21,489	イルミネーション資材費　等
印刷製本費	70,000	20,548	49,452	チラシ、フォトコンテスト作品印刷費　等
光熱水料費	80,000	54,490	25,510	イルミネーション電気使用料
支払手数料	6,000	6,719	▲ 719	振込手数料
租税公課	10,000	7,000	3,000	印紙代、証紙代
委託料	18,770,000	18,768,900	1,100	協議会事務局委託、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	10,193,500	10,230,000	▲ 36,500	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	102,000	94,000	8,000	イルミネーション点灯式司会者等謝礼等
通信運搬費	65,000	72,076	▲ 7,076	配送料、切手代等
雑費	0	0	0	
広告宣伝費	205,000	177,130	27,870	イルミネーションホームページ、ポスター作成費等
予備費	0	0	0	
計	30,051,995	29,824,887	227,108	

収支差額	0	110,478

第　３０　回
堺 市 中 心 市 街 地 活 性 化 協 議 会

議　　案　　書

日時　　令和６年３月２７日(水)　午後　３　時～

会場　　フェニーチェ堺　（堺市民芸術文化ホール）

３階　文化交流室

堺市中心市街地活性化協議会

目　　次

議案第１号　　令和６年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・1

議案第２号　　令和６年度予算（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

協議会議案 第１号

令和６年度事業計画（案）

1. 堺市中心市街地活性化協議会、各会議の開催について

　堺市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し必要な事項の協議・調整及び、中心市街地の活性化に資する活動等についての協議・調整を行う。

(1) 堺市中心市街地活性化協議会
(2) 堺市中心市街地活性化協議会幹事会
(3) 堺東合同ワーキンググループ会議
(4) プロジェクトチーム会議
(5) まちづくり部会

2. 各プロジェクトチームの取り組みについて

(1) 堺イルミネーション２０２４

① 設置場所及び設置内容
- 大小路筋歩道街路樹を中心としたイルミネーションの飾りつけを行う。事業の詳細については、堺イルミネーション２０２４合同会議等が主体となって、協議した上で決定する。

② 方針
- 商業者、地域関係者及び行政が協働し、中心市街地全体の活性化へ繋がるよう事業を進める。
- 中心市街地の企業・団体から協賛を募りながら事業を進める。

③ 点灯期間
- 令和６年１２月１日（日）～令和７年１月１５日（水）（予定）

④ 実施内容
- 大小路筋歩道街路樹を中心としたイルミネーション
- 大阪の夜を彩る光のミュージアム「大阪・光の饗宴２０２４」のエリアプログラムへの参画（予定）

(2) 堺東商店街自転車対策検討プロジェクト

　堺東商店街において、中心市街地活性化に資する自転車と共生するまちづくりをめざして、商業者と地域関係者及び行政が協働して、プロジェクトチームが主体となって検討を進めていく。

① 「堺東商店街自転車マナーアップデー」の実施

　自転車利用のマナー向上に向けた啓発活動を毎月第 2 火曜日に実施予定

② 「自転車マナーアップ協力店」の募集拡大

　放置自転車問題や商店街内での自転車押し歩きを推進するため、啓発活動に協力いただける「自転車マナーアップ協力店」を募る。

(3) 都心魅力創出プロジェクトチーム

中心市街地の活性化に向けて、「堺都心未来創造ビジョン」を公民で共有し、その実現に資する取組等を議論する。

「ほこみち制度」等を活用した中心市街地における人々の活動や交流、滞在を促すウォーカブルな空間形成に向けてプロジェクトチームが主体となって検討に取り組む。

3. まちづくり部会

これまで取り組んできた成果をもとに、民間事業者が主体となり、中心市街地活性化に資する事業を検討実施する。

協議会議案　第2号

令和６年度　協議会　予算案

1. 収入の部

（単位：円）

項目	予　算	摘要
負担金	11,000,000	堺市負担金
	3,900,000	堺まちづくり株式会社負担金
	500,000	堺商工会議所負担金
協賛金	2,000,000	
補助金	12,500,000	堺市補助金（堺市中心市街地活性化事業支援補助金）
利息	0	預金利息
当期収入合計	29,900,000	
前期繰越収支差額	110,478	令和５年度繰越金
収入合計	30,010,478	

2. 支出の部

（単位：円）

項目	金　　額	摘要
会議費	53,818	会議室利用料
旅費交通費	3,000	
消耗品費	379,160	イルミネーション資材費　等
印刷製本費	7,000	チラシ印刷費　等
光熱水料費	90,000	イルミネーション電気使用料
支払手数料	8,000	振込手数料
租税公課	7,000	印紙代、証紙代
委託料	18,918,900	協議会事務局、イルミ企画調整費、巡回警備業務費等
工事費	10,200,600	イルミネーション設置等工事費
諸謝金	84,000	イルミネーション点灯式経費
通信運搬費	80,000	切手代、郵送費　等
雑費	0	
広告宣伝費	179,000	ホームページ作成費等
予備費	0	
計	30,010,478	

収入の部	30,010,478
支出の部	30,010,478
収支差額	0

その他　資料

堺都心未来創造ビジョンの取組状況について

堺市　建築都市局
都心未来創造部

堺都心未来創造ビジョン　堺東エリアの取組

クロス　プレイス　堺東　～訪れる・働く・住む人など多様な目的の人が集い・交流するエリアへ～

○観光・ビジネス・居住者など、多様な目的の人々が集う魅力的な都市空間の形成
○広場・道路等の公共空間を活用し、交流・滞在を促す居心地の良い人中心の空間の形成

魅力を磨く

駅街区の更新

・堺の顔となる商業、業務、宿泊等の充実による多様な目的の人が集う拠点の形成

瓦町公園周辺の更新

・商業・業務機能等の導入（再開発事業等）

魅力的な店舗が並ぶ通りの形成

・低未利用地等を活用し、商業機能を充実

商店街周辺の機能更新

・商業・業務機能等の更新（リノベーション、規制緩和等による共同建替等）

魅力的な通りの形成

・低未利用地等を活用し、歩きやすく魅力的な通りの形成

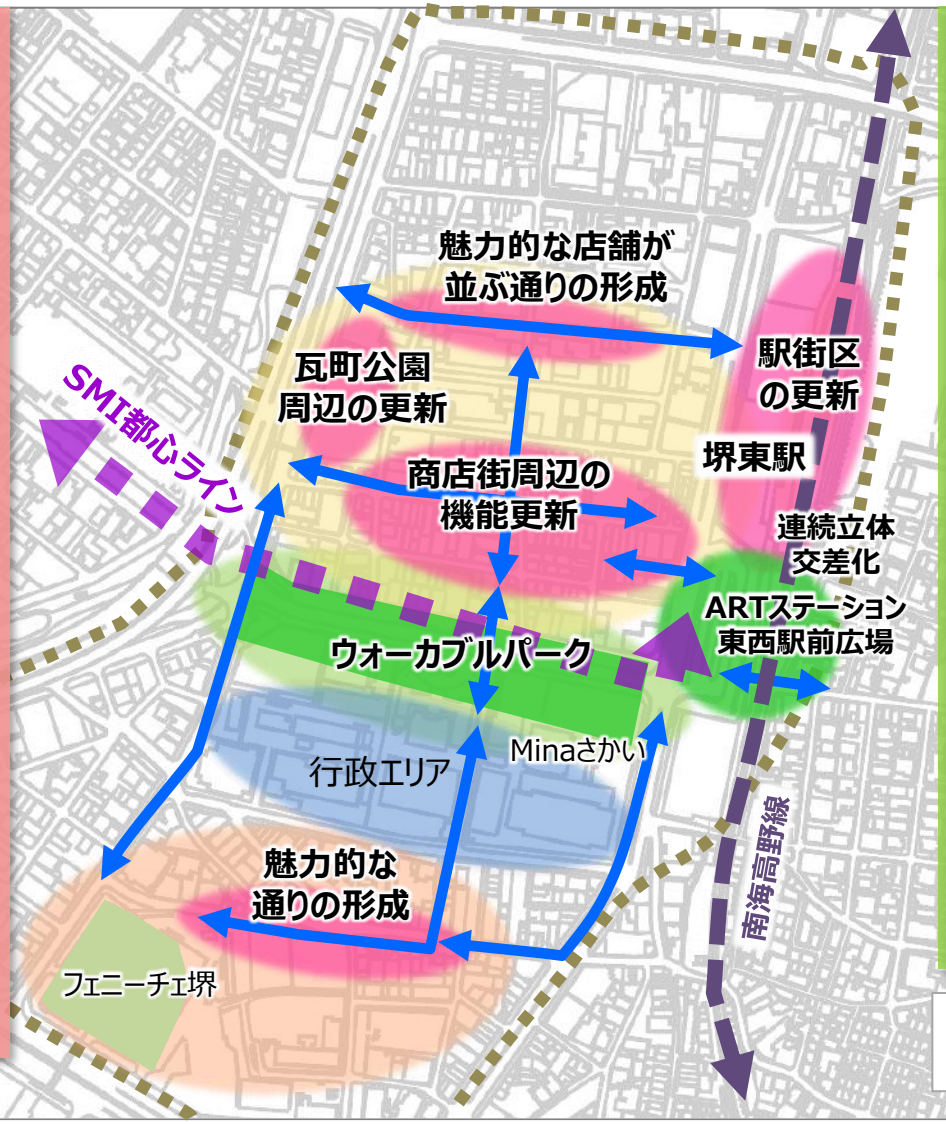

魅力を結ぶ

SMIプロジェクト

・次世代交通（ART）の導入
・次世代モビリティや自転車等の多様なモードによる回遊性の向上

シンボリックな ウォーカブルパーク

・自動運転技術と車道・歩道・Minaさかいで憩い・交流する空間を形成
・Minaさかいの民間による運営（指定管理者制度等）

駅街区の更新（駅前広場等）

・鉄道の連続立体交差化
・ARTステーション
・東西の駅前広場一体利用
・駅前に憩いの空間形成
・デッキによる安全な移動空間

⟷ 人の流れを誘導

【瓦町公園周辺】

大規模にリニューアルされた瓦町公園周辺では、人々が集い、憩う緑の空間とあわせて、商業施設での購買など、多くの人が楽しんでいる

※パースは、将来をイメージしたものであり確定したものではありません

堺東エリアの現在の取組 民間アドバイザーの募集・選定

堺市報道提供資料

令和５年10月２０日提供

堺東エリア市街地整備に向けた
民間アドバイザー候補者を決定しました

堺市では、「堺都心未来創造ビジョン」で示す堺東エリアの将来像の実現に向け事業計画やロードマップ等を示す「（仮称）堺東エリア市街地整備計画」を作成するため、令和５年７月26日（水）～９月２２日（金）、都市開発の事業実績やノウハウを持つ民間事業者をアドバイザーとして公募しました。

このたび、堺東エリア市街地整備に向けた民間アドバイザー選定庁内委員会の審査を経て、以下のとおり決定しました。

今後、民間アドバイザーとの連携を図り、堺東エリアの将来像実現に向けた取組を進めます。

１　民間アドバイザー候補者

・代表企業：東急不動産株式会社

・構成員　：清水建設株式会社、株式会社日建設計

２　提案内容

・別添のとおり

３　選定委員会の講評

・行政街区西側ゾーン等の各ゾーンにおいて、多数の協力会社と協定締結を行うなど、具体的な導入施設例の提案がなされていた。

・多様な業種・業態の施設提案がなされ、堺東エリアのコンセプトである多様な目的の人の来街を促すことが期待される提案がなされていた。

・堺東エリア全体の回遊性を高める施策として、まちの駅の配置や多様なモビリティの乗継によるエリア内の回遊性向上、SAKAI HUB TAXI によるエリア外との連携など、具体的かつ効果的な提案がなされていた。

・広域交流拠点の形成など、SMI プロジェクトとの効果的かつ具体的な連携の提案がなされていた。

・ハード面のみならず、ソフト面においても、エリアマネジメントの仕掛けやキーパーソンなど具体的な提案がなされていた。

堺東エリアの現在の取組 民間アドバイザーの募集・選定

提案書

堺東エリア市街地整備コンセプト

3つのゾーンが“ガシ”活性化の新たなエンジンとなり、堺東エリア全体の商環境のバリューアップをめざします

・多様な交流を通じた都市活動を誘発する拠点開発により、堺東エリアの地域イメージやブランド力を向上させ、選ばれる「ガシ」の拠点となることをめざし、その賑わいが波及することで商店街の活性化に寄与します。
・観光、ビジネス、居住者など多様な人々に向けた機能を３つのゾーンに導入し、個性ある堺東の文化を体験できるウォーカブルで人々の活気が交わる拠点づくりにより、更なるエリアのアップデートを実現します。

堺東駅より３つのゾーンを臨む

求められている堺東エリアの将来像 補助資料1-1参照

エリア価値の向上をめざす３つのゾーンの土地利用

・国交省の「市街地整備2.0」が示すように、これからの市街地整備ではエリアをトータルに捉え、**公民連携でビジョンを共有し、多様な手法・取組でその価値と持続可能性を高める**ことが求められます。
・堺市の上位計画や堺東エリアの地域特性を理解し、エリア価値を向上させる3つのゾーンそれぞれに相応しい土地利用の方向性を提案します。

各ゾーンの立地特性を活かした機能の導入

1 瓦町公園周辺ゾーン

・商店街に隣接しつつ駅からやや離れた落ち着いた立地であるため、**まちなかの暮らしと賑わいが共存する地域交流の場**をめざします。

<導入機能イメージ>

都市居住、商業・サービス、生活交流、業務（郵便局など）、公共駐輪場、広場（民地内オープンスペース）

2 行政街区西側ゾーン

・堺市の大動脈（大小路筋）に面し、**市役所などの公共施設と連続した立地であるため、広域交流の拠点**となることをめざします。

<導入機能イメージ>

商業・エンターテイメント、業務・文化・観光・交流、ホテル、広場、都市公園の移設

3 駅北ロストリートゾーン

・商店街の北側に位置し、低利用地が多く存在することから、**駅前拠点開発に向けて商店街と連携し賑わい創出に即効性を発揮する土地の利活用**を進めます。

<導入機能イメージ>

商業・エンターテイメント（食文化発信など）

（将来は再開発事業により住宅や商業機能、公共駐輪場などの導入を想定）

共 各ゾーン共通の取組 補助資料1-2,1-3参照

・多様な交通モードによる回遊性向上
・エリマネによる持続可能な地域経営
・脱炭素化（ZEB化、再エネ、水素利用など）
・建物の防災力向上（高潮、帰宅困難者対策）

一体的な整備手法(飛び施行地区*)の適用

・瓦町公園周辺ゾーンと行政街区西側ゾーンを一体的に整備し、広いエリアで**都市基盤などの機能更新と早期の事業化**を図ります。
・飛び地を活用した**円滑な移転・権利変換により、権利者の合意形成促進とコストの抑制**を図るほか、公園などの**公共空間や都市機能の適正配置を実現**し、エリア価値を向上します。

<整備ロードマップ>

＊市街地再開発事業の一種で、二以上の敷地が離れた区域を一の市街地再開発事業の施行区域とする制度

エリア内外の回遊性の向上

「まちの駅」の配置 補助資料1-3参照

・堺市のSMIプロジェクトで進められるART駅と連携する**「まちの駅」を３ゾーン及び駅前やフェニーチェ堺周辺などに設けます。**
・「まちの駅」では交流拠点として、「C+walk」など多様なモビリティの乗り継ぎや街の情報提供を行うことで、エリア内の移動しやすさ、まち歩きの楽しさの向上をめざします。

C+walk

まちの駅（イメージ）

「ウォーカブル・リング」の設定

・「まちの駅」を結ぶ交通ネットワーク「ウォーカブル・リング」を新たに設定し、エリア内で人が中心の移動手段を確保するとともに、**大小路筋（ウォーカブルパーク）を含めた拠点の賑わいを周辺エリアに波及させる回遊動線を創出**します。

エリア外との連携

・「まちの駅」を周遊し、（仮称）旧堺港ポルトマーレを繋ぐ無料送迎「SAKAI HUB TAXI（トックトック）」を運行します。
・**「ウォーカブル・リング」をはじめ、環濠エリアや百舌鳥古墳群などの市内観光拠点とのネットワークを形成**するために、自動運転車両などを運行します。

トックトック

自動運転車両ARMA

堺東エリア全体の開発イメージ

ウォーカブルパークの一体化と空間の充実

・**瓦町公園周辺ゾーンの都市公園を行政街区西側ゾーンに移設**して、Minaさかいと一体となった公共空間を担保し、大小路筋沿いに連続したオープンスペースを整備することで、魅力あるウォーカブルパークを形成します。
・大小路筋の広幅員の歩道空間において、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」を活用するなど、多様な利活用が可能な仕組みを導入し、人々が歩きたくなるウォーカブルな空間の演出を行います。
・ウォーカブルパークは、**移設整備する都市公園の緑や大小路筋の街路樹と一体**となり、都心におけるグリーンインフラとして人々に憩いと癒しを与えるとともに、ヒートアイランド対策や雨水浸透などの機能を有します。

ウォーカブル空間のイメージ(出典:ソトノバ)

堺都心未来創造ビジョン　堺駅・堺旧港エリアの取組

水辺　リ　デザイン

“Mizube” Re-Design～堺の歴史を紡いできた水辺から新たな魅力が生まれ、国内外から人々が集うエリアへ～

○関空・国土軸を結ぶ関西の広域的なアクセスの中心、堺の玄関口として多様な交流を創出

○堺旧港の海辺や環濠につながる水辺、豊かな歴史・文化等を活かした居心地の良い交流空間を形成

魅力を磨く

堺の玄関口に相応しい拠点性強化

・周辺の低未利用地も活用した商業・業務・宿泊機能等の集積、駅前空間の更新、ターミナル機能等の強化
・国内外からのゲートウェイとして多様な交流を生む拠点の形成
・豊かな都市生活を育む拠点の形成
・水と緑の憩いの空間形成

堺旧港の賑わい創出

・大浜北町市有地活用事業（宿泊・賑わい・交流機能、回遊性に配慮したデッキ等）
・護岸及び護岸後背地の活用（商業機能等導入）
・ポンプ場用地の活用

海辺空間活用による新たな魅力の創出

・水上施設など新たな水面利用
・水上アクティビティ

魅力を結ぶ

SMIプロジェクト

・次世代交通（ART）の導入
・次世代モビリティや自転車等の多様なモードによる回遊性の向上

駅街区の更新

・ARTステーション
・東西の駅前広場の一体利用

アクセスの充実、回遊性向上

・堺駅から堺旧港等へのアクセス、移動環境の充実

海上交通

・大阪ベイエリアとの連携
・環濠との連携

【堺旧港】

海の見える階段式の護岸や隣接する宿泊・賑わい施設で人々が海を感じながら、憩い・交流している

※パースは、将来をイメージしたものであり確定したものではありません

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

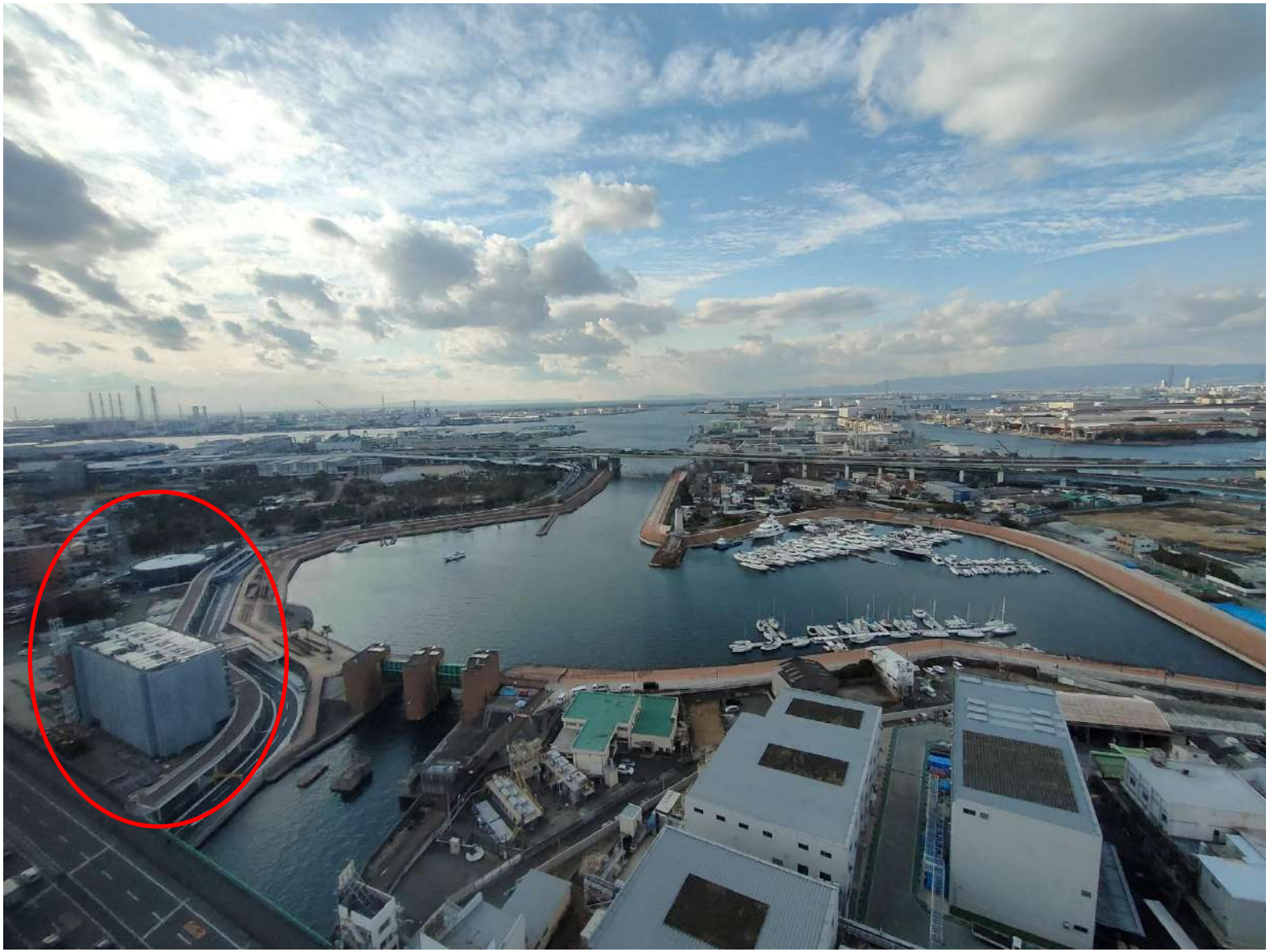

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

堺駅・堺旧港エリアの現在の取組 大浜北町市有地活用事業

【堺駅・堺旧港エリア】

乙姫の休日。
in 堺旧港 2023
Otohime's Holiday festival in Sakai old port 2023
入場無料
南海堺駅から
歩いてすぐの海辺で、
グルメ&音楽の
「潮風ピクニック」。
10月7日[土]、8日[日]、9日[月・祝]
OPEN 11:00 - 18:00 3日間開催
FOOD
DRINK
MUSIC
WORKSHOP
PICNIC

【堺駅・堺旧港エリア】

堺都心未来創造ビジョン　環濠エリアの取組

堺市 SAKAI CITY

環濠（CAN（カンゴー） GO）BEYOND（ビヨンド）～歴史を紡いだ環濠エリアの新たな価値創造により人々が集うエリアへ～

○豊かな歴史文化資源や公共空間を活かし、環濠エリアならではの特別感のある空間形成
○伝統産業や歴史文化を活かした来訪魅力の創出　○居心地が良く歩きたくなるエリアに向けた空間形成と移動手段の多様化

魅力を磨く

環濠の水辺を活かした空間（環濠テラスの形成）

・水辺の日常利用、イベント活用の促進
・水辺アクティビティ（小型船、水上自転車等）の導入
・水辺に面した店舗等の立地を促進するインセンティブの導入
・水辺と周辺公共空間の一体的な活用
・水辺における情報発信・賑わい拠点の設置

堺消防署用地の活用

・環濠エリアを代表する顔
・賑わいが創出される場所

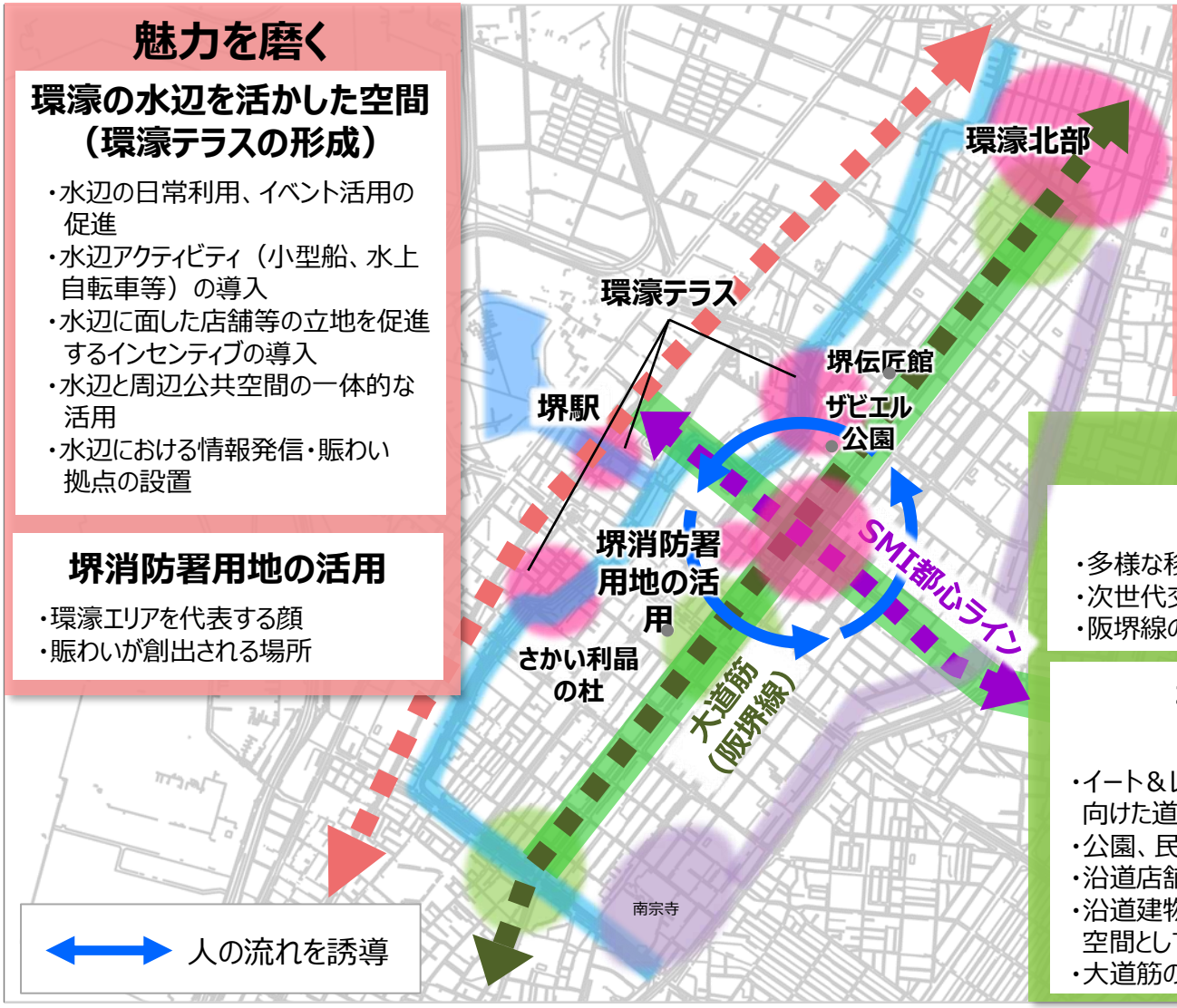

魅力を磨く

環濠北部の歴史的建造物の保全・活用

・指定文化財等を核とし、歴史風致維持向上のため、道路の美装化、無電柱化、建築物の修景などによりまちなみを形成
・回遊性を高める基盤整備等受け入れ環境の整備

魅力を結ぶ

SMIプロジェクト

・多様な移動手段で楽しみながら快適に移動
・次世代交通（ART）の導入
・阪堺線の利便性向上

豊かな歩行空間の形成（大道筋・大小路筋）

・イート＆レストなど賑わい空間充実に向けた道路空間の活用
・公園、民間空地等を活用した憩い滞在空間の形成
・沿道店舗等の誘致を促進するインセンティブ導入
・沿道建物の1階を都市と人に開いた空間として形成
・大道筋のシンボリックな空間の再構築

【環濠水辺】

都市の中の水辺を身近に感じる空間で、人々がそれぞれの時間を楽しみ、くつろぎ、すごしている

※パースは、将来をイメージしたものであり確定したものではありません

環濠エリアの現在の取組 橋渡しフェス

【環濠エリア】

環濠エリアの現在の取組 堺消防署用地活用事業

環濠エリアの現在の取組 堺消防署用地活用事業

堺消防署用地活用事業に係るサウンディング型市場調査の実施について

更新日：2023年12月1日

調査の趣旨

堺消防署用地は、沿道などに歴史文化資源が点在する歴史軸である大道筋と、未来に向かって様々な挑戦を続ける未来軸である大小路筋の交差点に近接する公有地であり、堺都心部の中心に位置します。

「堺都心未来創造ビジョン」では、堺都心部の未来を創造するためには、地域資源を活かし、より多くの市民、来街者、民間等を引き付ける都市魅力を備えた堺都心部に向けて、都市イメージや認知度を向上させ、人中心の都市空間を形成し、人の交流を促すといった視点が求められています。豊かな歴史文化資源、豊かな人材組織、豊かな公共空間がある環濠エリアにおいては、歴史を紡いだ環濠エリアの新たな価値創造により人々が集うエリアの形成に取り組むこととしています。

本調査では、活用の検討にあたり、その活用ニーズや方法、条件等について、皆様から広く意見を求めるため、直接対話による意見交換（サウンディング型市場調査）を実施します。

対話の内容

手続きなどの詳細については、実施要領をご確認ください。

対話の対象者

堺消防署用地活用事業への参画意欲があり、実施主体者となる意向を有する法人又は法人のグループとします。

対話の参加申込について

参加を希望される場合は、必ず実施要領をご覧になったうえで、サウンディング参加申込書（様式2）に必要事項を記入し、電子メールにて申し込みください。

申込受付期間

令和5年12月1日（金曜）から令和6年1月9日（火曜）17時まで

申込先

堺市建築都市局都心未来創造部堺駅エリア整備担当

対話の進め方

申し込みいただいた方に、対話の日時、場所などについて電子メールにてご連絡します。

対話の当日は、別途お知らせする期日までに提出いただいたヒアリングシート（様式3）に基づきながら、意見交換を行います。対話の時間は、1事業者またはグループあたり1時間程度を想定しています。

取組事例　令和4年度 SMI都心ライン実証実験

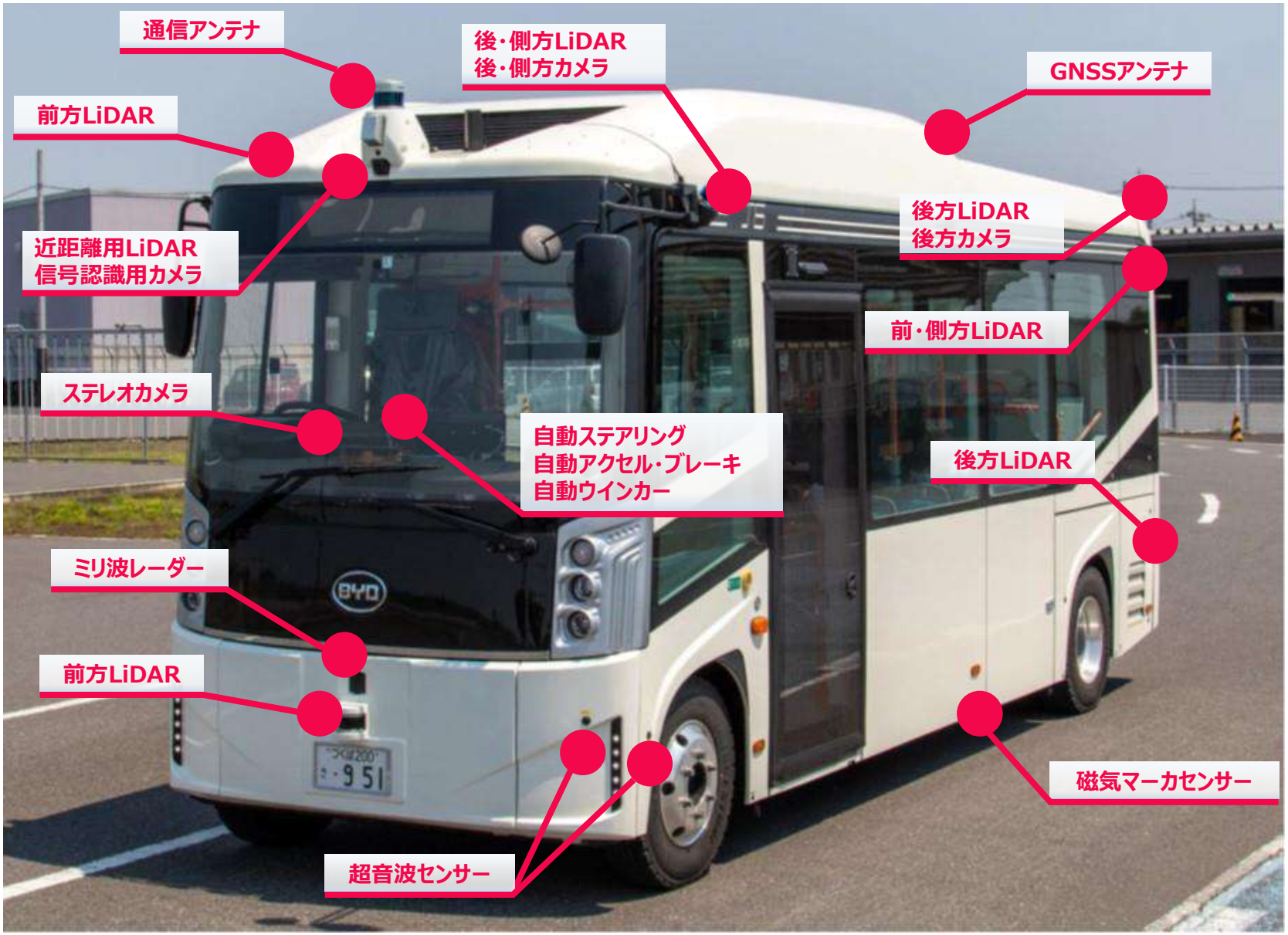

自動運転電動車両走行実験・正着実験

自動運転走行実験

安全性向上実験

正着実験

取組事例　令和5年度次世代モビリティを活用した都心回遊性向上実験

堺環濠町家巡りツアー

参 考 資 料

参考資料1

堺市中心市街地活性化協議会名簿

令和5年7月26日現在（敬称略）

	氏　名	所　属・役職等	備　考
委員	荻田　俊昭	堺まちづくり株式会社 代表取締役	共同設置者 (会長)
	澤田　佳知	堺商工会議所 専務理事	共同設置者 （副会長）
	辰野　邦次	堺東商店街連合会 会長	商業者
	久保　照男	堺区自治連合協議会 会長	地域代表者
	山口　典子	堺市消費生活協議会 会長	消費者
		大小路界隈『夢』倶楽部 代表幹事	まちづくり組織
	真貝　征志郎	南海電気鉄道株式会社 まちづくりグループ　まち共創本部　共創事業部長	交通事業者
	野谷　将一	南海バス株式会社 取締役企画部長	交通事業者
	福原　栄二	阪堺電気軌道株式会社 取締役 業務部長	交通事業者
	瀬畑　佳菜	堺ホテル協会 東横INN堺東駅 支配人	観光事業者
	加藤　猛史	関西電力株式会社　ソリューション本部　営業部門 コミュニティ事業部第二グループ　課長	地域経済
	堀内　佐智夫	大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区統括支配人	地域経済
	久保　幸一	株式会社 日本政策金融公庫 堺支店 国民生活事業統轄	地域経済
	城戸　久義	国土交通省近畿地方整備局 営繕部 営繕調査官	関係省庁
	浦部　喜行	堺市文化観光局 局長	堺市
	奈良　和典	堺市産業振興局 局長	堺市
	澤中　健	堺市建築都市局 局長	堺市
	西川　哲夫	堺市建設局 局長	堺市
監事	上田　智生	大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部　業務部　地域共創第1チーム　支配人補佐	地域経済
	中辻　洋喜	堺市建築都市局 都心未来創造部 都心活性化担当 課長	堺市
オブザーバー	上野　琢磨	大阪府堺警察署 署長	関係機関
	福井　誠	一般財団法人 民間都市開発推進機構 地域連携推進役	関係機関
	林　伸次	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部　まちづくり推進室長	関係機関
	松岡　弘幸	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部 事業企画課担当課長	関係機関

参考資料2

堺市中心市街地活性化協議会規約

最終改正　令和４年６月２７日

（協議会の設置）

第１条　堺まちづくり株式会社及び堺商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号。以下「法」という。）第１５条第１項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名　称）

第２条　前条に規定する中心市街地活性化協議会は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第３条　協議会は、堺市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、堺市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し必要な事項の協議を行うこと、また中心市街地の活性化に資する活動等について協議・調整、並びにその実施に寄与することを目的とする。

（活　動）

第４条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 堺市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出

(2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

(3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

(4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

(5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施

(6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

(7) その他中心市街地の活性化に関すること

（協議会の事務所）

第５条　協議会の事務所は、堺市堺区中瓦町２丁３番１８号堺まちづくり株式会社内に置く。

（協議会の構成員）

第６条　協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 堺まちづくり株式会社

(2) 堺商工会議所

(3) 堺市

(4) 法第１５条第４項　第１号及び第２号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

２　前項第４号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

３　前項の申出により協議会の構成員となった者は、第１項第４号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（協議会の組織）

第７条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第８条　会長は、堺まちづくり株式会社の代表取締役をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委　員）

第９条　委員は、第６条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

２　委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

（会　議）

第１０条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

３　会長は、会議の議長となる。

４　会議は、代理出席を合わせて半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。

５　会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（書面表決等）

第１１条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。

２　会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

３　会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

（協議結果の尊重）

第１２条　協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会の設置）

第１３条　法第９条第２項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１４条　協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局の運営に必要な事項は、堺まちづくり株式会社が処理する。

（経費の負担）

第１５条　協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金、繰越金その他の収入により負担するものとする。

（協議会の監査）

第１６条　協議会の出納を監査するため、監事２名を置く。

２　監事は、会長が指名する者をもって充てる。

３　監事は、第１項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）
第１７条　協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（解散の場合の措置）
第１８条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、堺まちづくり株式会社がこれを決算する。

（補　則）
第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則
この規約は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附則（平成２１年７月２３日）
この規約は、平成２１年８月１日から施行する。

附則（平成２３年１０月１２日）
この規約は、平成２３年１１月１日から施行する。

附則（平成２５年３月２１日）
この規約は、平成２５年３月２１日から施行する。

附則（平成２５年３月２７日）
この規約は、平成２５年４月１日から施行する。

附則（平成３１年２月１日）
この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

附則（令和元年６月１８日）
この規約は、令和元年７月１日から施行する。

附則（令和２年４月２４日）
この規約は、令和２年５月１日から施行する。

附則（令和４年６月２７日）

この規約は、令和４年７月１日から施行する。

参考資料3

堺市中心市街地活性化協議会幹事会名簿

令和5年7月1日現在（敬称略）

氏　名	所　属・役職等	備　考
野口　和義	堺まちづくり株式会社 事務局長	共同設置者 （幹事長）
久保　直樹	堺商工会議所 事務局長	共同設置者 （副幹事長）
阪本　雅俊	堺銀座商店街 会長	商業者
小西　幹夫	堺東中瓦町商店街振興組合 副理事長	商業者
藪内　義理	堺銀座西商店街振興組合 理事長	商業者
矢本　憲久	堺東駅前商店街振興組合 理事長	商業者
二上　始	ジョルノ会 会長	商業者
高岡　武史	堺銀座南商店街 そや堺　ええ街つくり隊　隊長	商業者 まちづくり組織
桑城　頼孝	堺銀座北商店街組合 会長	商業者
岡下　明人	堺東商店街商業協同組合 理事長	商業者
澤木　一仁	一九商店会 会長	商業者
片山　　勇	堺山之口連合商店街振興組合 代表理事	商業者
高杉　晋	堺駅前商店会 会長	商業者
向井　龍哉	熊野校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村　和男	安井校区自治連合協議会 会長	地域自治会
桂　　春宜	市校区自治連合協議会 会長	地域自治会
西村　昭三	英彰校区自治連合協議会 相談役	地域自治会
下原　武雄	榎校区自治連合協議会 常任相談役	地域自治会
和田　幸晴	三国丘校区自治連合協議会 会長	地域自治会
大町むら子	堺市消費生活協議会 副会長	消費者
三田　耕三	大小路界隈『夢』倶楽部 街並部　会長	まちづくり組織
駒田　尚紀	南海電気鉄道株式会社 まちづくりグループ　まち共創本部　共創事業部　課長	交通事業者
中田　幸宏	南海バス株式会社 企画部　課長	交通事業者
伊藤　誠人	株式会社　高島屋 堺店　店長	商業者
山崎　圭子	株式会社　ヤマハミュージックリテイリング 堺店　店長	商業者
大木　啓義	国土交通省近畿地方整備局 営繕部　調整課長	関係省庁
丹下　嗣朗	公益社団法人　堺観光コンベンション協会 専務理事　兼　事務局長	関係機関
上西　浩	堺市文化観光局 文化国際部　部長	堺市
橋本　隆之	堺市産業振興局 産業戦略部　部長	堺市
休場　理夫	堺市建築都市局 都心未来創造部　部長	堺市
山本　浩史	堺市建設局 サイクルシティ推進部　部長	堺市

参考資料4

堺市中心市街地活性化協議会幹事会規程

最終改正　平成３１年１月１０日

（趣旨）

第１条　この規程は、堺市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第１３条第２項の規定に基づき、堺市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　法第９条第２項各号に掲げる事項についての必要な協議又は調整に関する事項

(2)　本規程第７条により専門部会が設置された場合、その運営に関する事項

(3)　その他、会長が別に指示する事項

（組織）

第３条　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

（幹事長及び副幹事長）

第４条　幹事長は、堺まちづくり株式会社事務局長をもって充てる。

２ 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

３ 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事）

第５条　幹事は、会長が指名する者をもって充てる。

（会議）

第６条　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

２ 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

３ 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者等の出席を求めることができる。

（専門部会）

第７条　幹事会は、本規程第２条について専門的に協議し、事業化に向けた検討を行うために、専門部会を置くことができる。

（報告）
第８条　幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

（補則）
第９条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則
この規程は、平成１９年１１月３０日から施行する。
附則
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附則
この規程は、平成２３年１１月１日から施行する。
附則
この規程は、平成２５年３月２１日から施行する。
附則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。